

## 只木ゼミ春学期第 11 問検察反対尋問レジュメ

文責:2 班

### I. 反対尋問

- 5 1. 未遂犯の処罰根拠は法益侵害の危険性の惹起であるが、形式的客観説を採用すると、窃盗犯が物を盗ろうと手を物の付近数センチに近づけた場合でも、触れなければ危険性を認めないことになり、妥当ではないのではないか。
2. 弁護レジュメ 1 頁 22 行目の実質的客観説の検討において、『『現実的』危険性の内実は必ずしも明らかではなく』とあるが、現実的危険性の基準は一義的に定まるものではなく、
- 10 現実的危険性があるかは事案に即して、結果発生の実際の脅威が認められ、実行行為自体あるいは実行と極めて接着した段階にある行為かを判断するから、かかる批判は妥当しないのではないか。

以上